

平成24年11月定例会

総務委員会説明資料

徳島県警察本部

目

次

I 提出予定案件	1
1 その他の議案等	1
(1) 条例案	1
ア 高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例について	1
イ 徳島県暴力団排除条例の一部を改正する条例について	2
(2) 専決処分の報告について	3
ア 損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	3

I 提出予定案件

1 その他の議案等

(1) 条例案

ア 高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例

(ア) 提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部が改正されたことに伴い、移動等円滑化のために必要な信号機等に関する基準について条例で定める必要がある。

(イ) 条例の内容

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第三十六条第二項の規定により条例で定める移動等円滑化のために必要な信号機等に関する基準については、同項に規定する主務省令で定める基準の例による。

(ウ) 施行期日

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

イ 徳島県暴力団排除条例の一部を改正する条例

(ア) 改正の理由

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。

(イ) 改正の概要

改 正 後	現 行
(県の責務) 第四条 (略) 2 県は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、市町村その他の関係機関及び法第三十二条の三第一項の規定により公安委員会から徳島県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他の暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体と連携して取り組むよう努めるものとする。	(県の責務) 第四条 (略) 2 県は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、市町村その他の関係機関及び法第三十二条の二第一項の規定により公安委員会から徳島県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他の暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体と連携して取り組むよう努めるものとする。

(ウ) 施行期日

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 専決処分の報告について

ア 損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

専決処分内容

和 解 の 相 手 方	賠償金額	事故発生年月日	事故発生場所	専決処分年月日	事故種別	所 属
		事 故 概 要				
岡山県岡山市所在 1 法人	327,080円	平成24年 8月 2日	徳 島 市 地 内	平成24年11月16日	物 損	板 野 警 察 署
		捜査用車両が進路変更する際に側方を通過する車両と接触したもの				
徳島市所在 1 法人	98,485円	平成24年 9月22日	徳 島 市 地 内	平成24年11月16日	物 損	徳 島 東 警 察 署
		公用二輪車が右折のため停止した前方の車両に追突したもの				
計	425,565円					